

法務省への質問事項

1 人権擁護法案について

人権擁護法案については、第156回通常国会において廃案となったところであるが、本法案について再度法案提出の予定はあるか。あるとすれば、そのスケジュール及び法案の概要如何。

厚生労働省への質問事項

1 職業紹介事業・労働者派遣事業の規制緩和について

(1) 職業紹介事業に係る求職者からの手数料徴収範囲の拡大等について

有料職業紹介事業については、求職者のニーズに応えるとともに、ILO 181号条約及び職業安定法にいう「求職者の利益」を実現するためにも、徴収可能な手数料の額に上限を設けること等の措置を講じることにより、対象業務の制限や年収要件について撤廃すべきと考えるが、貴省の見解如何。

併せて、雇用保険事業の枠内で政府が求職者に対して民間の職業紹介機関の利用切符（パウチャー）を支給する方式の導入等による求職者の選択範囲の拡大についても検討を行うべきであると考えるが、貴省の見解如何。

(2) 紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁について

ミスマッチから生じる中途解約等の問題を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁に向けて、可及的速やかに検討を開始すべきであると考えるが、貴省の見解如何。

(3) 派遣期間の制限撤廃について

派遣労働者の雇用の安定を図り、憲法で保障された「職業選択の自由」を確保するためにも、派遣期間に係る制限の撤廃に向けた検討を今後行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。

2 請負の法制化等について

製造業務の派遣解禁に伴って、請負から派遣への転換がみられるが、製造業務におけるアウトソーシングは、派遣法改正前の貴省の調査からも明らかに臨時の・一時的な性格のものではない。他方、異なる会社の従業員が同一事業場において混在する形で就労しているという現実を直視した場合、安全確保のためにはこれらの会社間の密接な連携が必要であることは、貴省の調査結果の明らかにするところもある。そこで、労働者保護のためにも請負型派遣（派遣型請負）について、何らかの法制化を図るべきであると考えるが、貴省の見解如何。

例えば、製造業務における派遣期間の1年制限に対応するため、派遣から請負への再転換が今後進むと考えられるが、こうした事態は安全確保の観点からもきわめて問題であり、早急に何らかの措置を講じる必要がある。こうした事態に対処するため、派遣元事業主が現場責任者を派遣先に駐在させ、

その者を通じて雇用管理（その程度が軽微でないものに限る。）を行っているような場合には、業務の種類を問わず当該業務を派遣受入期間に制限のない業務とする（派遣法施行令第4条第27号の新設）といった措置を講ずべきであると考えるが、貴省の見解如何。

3 労働時間規制の適用除外の範囲拡大について

現行裁量労働制の適用対象業務を含め、ホワイトカラーの従事する業務のうち裁量性の高いものについては、専門業務型裁量労働制の導入が新たに認められた大学教員を含め、労働者の健康に配慮する措置（ただし、労働時間の状況把握ではなく、健康状態の把握を前提としたもの）等を講ずる中で、適用除外方式の採用を検討するとともに、現行の管理監督者等に対する適用除外制度のあり方についても、深夜業に関する規制の適用除外の当否を含め、その検討を早急に行うべきであることは規制改革・民間開放推進3か年計画でも確認されているが、今年度中は海外調査しか予定されていない。他方、4・6通達による労働時間規制には相当無理があり、これを続けていくことには問題がある。

そこで、ホワイトカラーを対象とした適用除外の範囲拡大に向けた検討が早急に必要（見直し前倒し）と考えるが、貴省の見解如何。

4 その他

（1）金銭賠償方式による解雇紛争の解決について

金銭賠償方式による解雇紛争の解決については、規制改革・民間開放推進3か年計画において、「解雇の際における救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償方式」という選択肢を導入することについて、引き続き検討する。」とされているところである（平成16年度に検討）が、進捗状況如何。

（2）産業別最低賃金制度の見直しについて

産業別最低賃金については、規制改革・民間開放推進3か年計画において、そのあり方を速やかに検討することとされている（平成16年度に検討）が、進捗状況如何。

（3）高校生の進路選択を支援するための職業紹介の民間開放について

高校生に対する職業紹介は、現在、ハローワークの専管事項となっており、進路選択の支援を行う際に民間事業者が関わることのできる範囲が制限されているが、生徒と学校、ハローワークと民間事業者が連携して職業

ガイダンスや生徒との面談、職業紹介までを一体的に行えるような体制を構築することが必要であると考えるが、貴省の見解如何。

(4) 民間委託を推進するための制度設計の見直しについて

- イ 平成16年春に始まった長期失業者の就職支援事業において、民間事業者の協力を得やすくするため、1回当たりの委託規模の拡大や継続性の保障をすべきと考えるが、貴省の見解如何。
- ロ 長期失業者の就職支援事業の委託契約書において、「委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は甲（委託者）に帰属する」とあるが、これに関連して、「民間事業者が実施しているものでそのやり方がいいというものをハローワークでも実践させていただくという意図である」との説明がなされている。こうした考え方は民間事業者の意欲を萎縮させるものであり、見直しが必要と考えるが、貴省の見解如何。

(5) 雇用保険制度の見直しについて

現行制度は、失業給付の受給者が民間の職業紹介を利用している場合であっても、ハローワークでさらに求職登録を行うことを事実上強制されるものとなっており、こうした現状は、失業給付がハローワークと民間事業者との対等な競争条件を損なう形で機能していることを示すものであり、イコールフッティングの担保の観点から、改めるべきであると考えるが、貴省の見解如何。

仮にハローワークが失業給付と職業紹介を一体的に行うことの意味が給付の濫用防止にあるとしても、濫用防止のための措置は他にも講じることが可能であると考えるが、貴省の見解如何。

(6) パート労働法等の改正について

- イ 「仕事と生活の調和に関する検討会議」における検討結果について、御教示いただきたい。
- ロ 法定内時間外労働についても割増賃金の支払いが必要になることにより、短時間労働者の保護が図られる一方で、時短に努力した企業ほど損をすることになると考えるが、貴省の見解如何。

(7) 改正高年齢者雇用安定法の施行について

高年齢者雇用安定法の改正が第159回通常国会において実現をみたが、これにより高年齢者の継続雇用や定年延長等が実現する一方で、若年者の採用抑制がさらに進むのではないかといった懸念を表明する声もある。貴

省の見解如何。

(8) 無料職業紹介と求人広告との役割分担について

仕事情報ネットは求職者にとって利便性の高いものであるが、他方で、

- イ 従来から新聞、雑誌等で行なわれてきた民間の求人広告と競合する面も大きくなっている。公的な機関が民間で十分に提供可能なサービスを無料で行なうことの必要性について、貴省の見解如何。
- ロ 自力で求職が可能な求職者は民間職業紹介機関に、また助力が必要な失業者はハローワークにという役割分担が望ましいのではないか。
- ハ 労働条件等で問題の多い企業が仕事情報ネットに求人を掲載することをどのような手段で防ぐことができるのか？ 民間事業者では一種のブラックリストを用いて問題企業を排除しているが、例えば社会保険庁等との協力で、求人先企業が雇用保険や社会保険に加入しているか否かをチェックし、さもなければ求人を拒否することはできないか？
- 二 就業困難者について助成金を用いて求人企業を開拓する制度があるが、助成金がなくなった後も、求職者の職が確保されているか否かについてフォローアップしているか。

(9) 職業訓練事業と職業紹介との一体的な民間活用の可能性について

- イ 職業訓練と職業紹介事業は、一体的に実施されることで相乗的な効果が期待されることは一般に知られている。これは個人の職業紹介を行なう際に不足している技能を職業訓練で補ったり、また訓練中に当人の能力や意欲がより良く観察されるためである。それにもかかわらず、国の事業やその補助を受けた自治体の事業では、訓練と紹介とが全く別個に実施されており、個々の訓練者についての情報交換もほとんど行なわれていないのではないか。
- ロ 公的な職業訓練事業を民間事業者に大幅に委託し、且つその委託費用の一部を民間の職業紹介費用に充てることには、どのような問題点があるか。
- ハ 国から地方自治体に雇用機会拡大のために、例えば地域雇用創出基金等の多くの補助金が出されているが、その実態（過去の5年間の金額と地域配分）とそれによってどの程度の雇用が新たに創出されたについての試算を御示し頂きたい。

(10) 私立学校教員への雇用保険適用について

その後の進捗状況等についてご説明を頂きたい。